

消費者ホットライン

困ったときは
まず相談!

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを!
☎ **0570-064-370**

年末年始を除いて原則毎日ご利用いただけます。
※最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。 ※IP電話・PHSからはご利用いただけません。



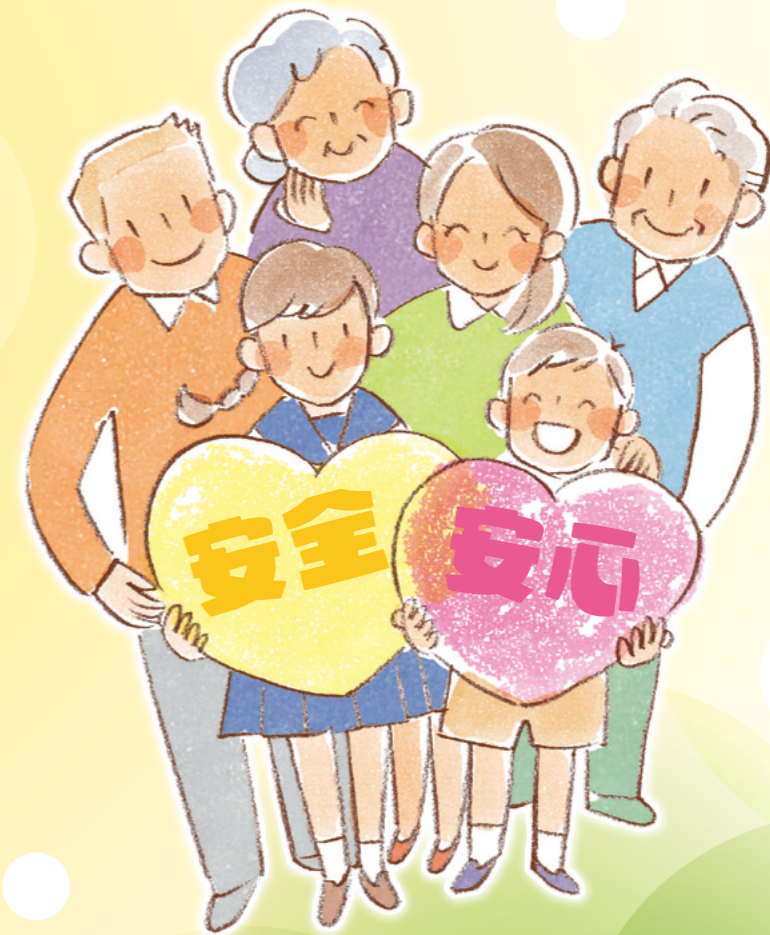
岡山県マスコット
ももち

岡山県消費者教育推進計画

平成26年度～30年度

《概要版》

～ ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進 ～



市町村の消費生活相談窓口

岡山市消費生活センター	086-803-1109	
倉敷市消費生活センター	086-426-3115	
津山市消費生活センター	0868-32-2057	
笠岡市消費生活センター	0865-63-0999	
浅口市消費生活センター	0865-44-9035	
真庭市消費生活センター	0867-42-1112	
玉野市 0863-32-5521	赤磐市 086-955-4783	鏡野町 0868-54-2780
井原市 0866-62-9508	美作市 0868-72-6693	勝央町 0868-38-3116
総社市 0866-92-8249	和気町 0869-93-1126	奈義町 0868-36-4114
高梁市 0866-21-0254	早島町 086-482-0612	西粟倉村 0868-79-2111
新見市 0867-72-6137	里庄町 0865-64-3114	久米南町 0867-28-2115
備前市 0869-64-1876	矢掛町 0866-82-1011	美咲町 0868-66-1111
瀬戸内市 0869-22-1899	新庄村 0867-56-2646	吉備中央町 0866-54-1316

県の消費生活相談窓口

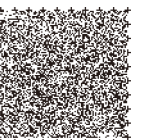
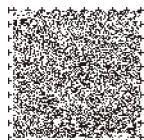
岡山県消費生活センター	086-226-0999
相談日時：火～日曜 9時～12時、13時～17時（年末年始と祝日は除く）	〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ5階
岡山県消費生活センター 津山分室	0868-23-1247
相談日時：月～金曜 9時～12時、13時～17時（年末年始と祝日は除く）	〒708-8506 津山市山下53 岡山県美作県民局相談室内

岡山県消費者教育推進計画についての問い合わせ先

岡山県県民生活部くらし安全安心課消費生活班

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 TEL：086-226-7346 FAX：086-225-9151
http://www.pref.okayama.jp/soshiki/22/index.html

平成26年3月
岡山県



1 計画策定の趣旨

県では、平成17年4月、消費者の自立を基本理念とする「岡山県消費生活条例」を施行し、「岡山県消費生活基本計画（平成18年3月策定、平成23年3月からは新岡山県消費生活基本計画）」に基づき、県行政の各部門における消費者施策を総合的かつ計画的に推進しています。

平成24年12月「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、平成25年6月、国の基本方針が定められたことから、県では国の基本方針に沿って、ライフステージに応じた体系的な消費者教育を推進していくため、平成26年度以降の「岡山県消費者教育推進計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

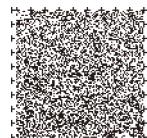
消費者教育推進法第10条に基づき、国の基本方針を踏まえて策定する計画です。

3 計画の期間

平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

4 基本目標・重点目標

この計画は、消費者教育の推進について、3つの基本目標と、その下に13の重点目標を定め、目標ごとに消費者教育に関する具体的な施策の方向を示し、全庁を挙げて総合的に取り組みます。



5 計画期間中の重点施策

ライフステージに応じた総合的、体系的な消費者教育を推進するための様々な施策の中でも、計画期間中、特に次の施策に重点的に取り組みます。

重点施策1 高齢者・障害のある人を中心とした消費者教育の推進

岡山県消費生活センターを消費者教育の拠点として位置付け、消費者教育の中心となるコーディネーターを配置し、保健福祉部、市町村や関係団体などと連携して、高齢者・障害のある人等、地域で消費者被害に遭うリスクの高い消費者を中心に消費者教育を実施するとともに、民生委員や消費者団体、町内会、福祉関係者などに対しても消費者教育を実施し、高齢者・障害のある人等を地域で見守る安全安心ネットワークの構築に努めます。

施策例

- 消費者教育を推進するコーディネーターの配置
- 地域で見守る安全安心ネットワークの構築
- 消費生活サポーター講座、消費者啓発セミナー等の実施
- 消費者被害防止啓発活動の推進

重点施策2 学校教育における消費者教育の推進

新しい小・中・高等学校の学習指導要領では、消費者教育の教育内容の充実が図られており、新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、各教科において充実した消費者教育が行われるよう努めます。

また、教科だけでなく、総合的な学習の時間における教育活動など、教育活動の全体を通じて、全ての児童・生徒の発達段階に応じた消費者教育を推進し、自立した消費者市民を育てるよう、消費者教育の充実に努めます。

施策例

- 消費者教育に関する授業等の充実
- 教員の指導力向上
- 外部講師を活用した啓発講座の実施
- 岡山県消費生活センター・岡山県金融広報委員会等と連携した取組の推進

6 計画の進め方

「岡山県消費生活懇談会（岡山県消費者教育推進地域協議会）」を活用し、構成員間の情報共有や連携強化を図りつつ次のことを考慮しながら、計画に掲げた施策を強力に推進します。

- ① 県民、各種団体等との連携
- ② 国、他の都道府県、市町村との連携
- ③ 具体的施策の進捗状況の調査及び見直し
- ④ 諸情勢の変化への対応

